

商品概要説明書

J A農家応援ローン

(令和2年4月1日現在)

商品名	J A農家応援ローン
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす農業を営む個人の方とします。 <ul style="list-style-type: none">○ J Aの組合員の方。○ 借入時の年齢が満20歳以上満70歳未満の方。 ただし、満65歳以上の場合、事業後継者がいる方。○ 直近3期分の税務申告書類の提出が可能である方。○ 原則として和歌山県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ その他J Aが定める条件を満たしている方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">○ 農業経営に必要な運転資金 ※詳細については、各J Aの融資窓口にお問い合わせください。
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none">○ 2,000万円以内(10万円単位)とし、所要額以内とします。 ※本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が2,000万円を超えることはできません。
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none">○ 1年毎の更新とし、最長5年以内とします。 ※1年毎に税務申告書類をご提出いただき、J Aおよび保証機関による審査を行います。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">○ J A所定の利率といたします。 ※詳細については、各J Aの融資窓口にお問い合わせください。
ご融資方式	<ul style="list-style-type: none">○ 当座借越(貯金型) ※お借入は、貯金口座を開設した店舗窓口のみの取扱いとなります。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">○ 元金返済は、ご入金都度の借越残高がなくなるまでのご返済とします。○ 利息のお支払いは、毎年2月と8月のJ A所定の利息決算日に貯金口座から回収、または貸越元金に組み入れます。
担保	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として担保は不要ですが、和歌山県農業信用基金協会と協議のうえ設定させていただくこともあります。 ※担保設定手続に必要な費用は別途ご負担いただきます。
保証	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。○ 連帯保証人を求める場合があります。○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。<ul style="list-style-type: none">・共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方)・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方

保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分割払いとなります。 ○ 利息のお支払いにあわせ、保証料をお支払いいただきます。 ○ 保証料率は年0.5%です。
最低出資金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。出資金額については、各JA融資窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA支店（所）またはJA本店（所）に設置のJAバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 各JAのJAバンク相談・苦情等受付窓口はこちらをクリックください。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。 JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、JAのJAバンク相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、JA、および原則として和歌山県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のご融資利率やご返済額の試算、「保証意思宣明公正証書」の必要有無の確認および取得方法等については、JAの融資窓口までお問い合わせください。